

# 第5次 豊田市防犯活動行動計画

[平成28年度～平成30年度]

～みんなでつくろう犯罪のないまち～



平成28年3月

豊 田 市

## 目次

第1	豊田市における犯罪の現状と課題・・・・・・・・・・	1
1	犯罪の発生状況とこれまでの取組……………	1
2	課題……………	2
第2	第5次防犯活動行動計画の目標と取組事業……	4
1	計画の期間……………	5
2	計画の基本方針……………	5
3	計画の数値目標……………	6
4	重点取組項目と事業……………	7

### 《資料》

資料1	第4次防犯活動行動計画の評価・・・・・・・・・・	10
1	目標数値の達成状況……………	10
2	重点取組事項の実施状況……………	11
資料2	豊田市内の犯罪の傾向・・・・・・・・・・	16
1	刑法犯全体の傾向……………	16
2	多発罪種とその傾向……………	17
3	特殊詐欺被害の状況……………	21
4	子どもに対する不審者事案……………	22
資料3	市民の犯罪に対する意識調査結果・・・・・・・・	24
資料4	豊田市犯罪のないまちづくり条例・・・・・・・・	26

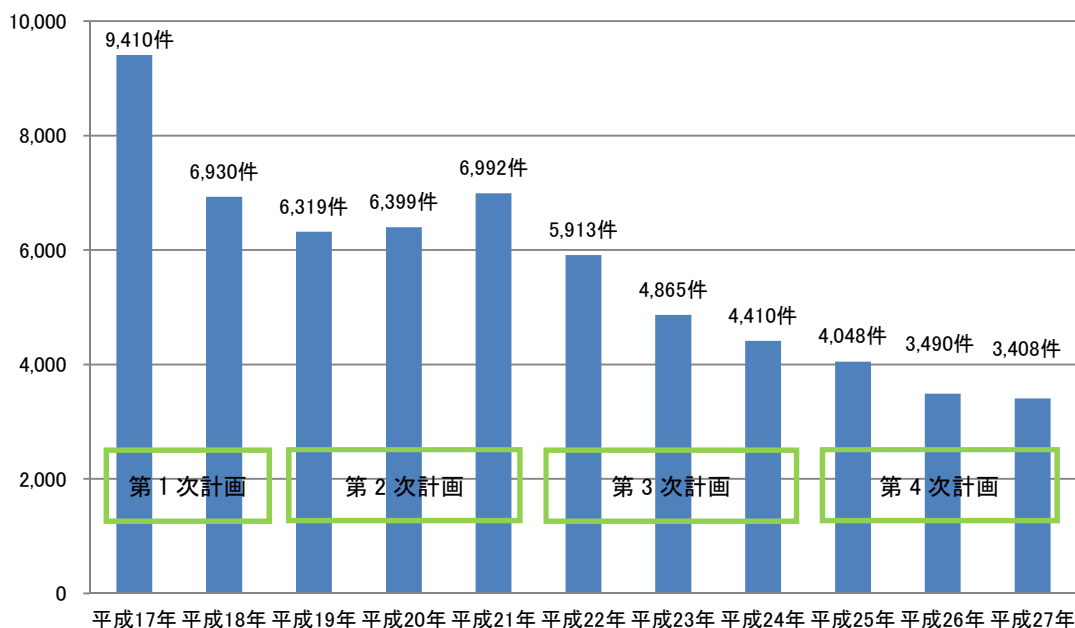
## 第1 豊田市における犯罪の現状と課題

### 1 犯罪の発生状況とこれまでの取組

本市では、平成17年3月に「豊田市防犯活動行動計画(平成16年度～平成18年度)」を策定し、「自分たちのまちは自分たちで守る」をスローガンに、地域での自主防犯活動団体等が自主的に防犯パトロールや子どもの見守り活動を充実させてきました。

また、平成19年4月には「豊田市犯罪のないまちづくり条例」を施行し、「防犯活動行動計画」を同条例に位置付け、「新・豊田市防犯活動行動計画(平成19年度～平成21年度)」を、その後、「第3次豊田市防犯活動行動計画(平成22年度～平成24年度)」、そして「第4次豊田市防犯活動行動計画(平成25年度～平成27年度)」と移行し、警察、市、市民及び事業者が連携して犯罪の抑止に取り組んできた結果、平成27年の刑法犯認知件数は3,408件となり、過去最多を記録した平成17年の9,410件と比較して約63%減少させることができました。

刑法犯認知件数



## 2 課 題

本市の平成27年の刑法犯認知件数は、「防犯活動行動計画」の取組により、平成17年以降で最も少ない件数となりました。

しかし、新たな課題として以下の3点が挙げられます。

### (1) 自主防犯活動の担い手の確保

#### 《現状》

- ・自主防犯活動団体への活動物品支給や出前講座などを通じて、地域の防犯活動は着実に定着してきています。
- ・第3次防犯活動行動計画の最終年度である平成24年度と比較すると、地域の防犯活動の要である自主防犯活動団体の数はほぼ横ばいであるのに対し、地域の防犯啓発活動を担う「防犯リーダー」を育成する「地域防犯リーダー養成講座」の修了者は11%減少しています。
- ・自主防犯活動団体の6割超が自治区主体で運営されており、高齢化に伴い構成員の高齢化も進んでいます。
- ・平成27年度に実施した「地域防犯リーダー養成講座」における受講者間の意見交換において、活動のマンネリ化や構成員の高齢化を課題としている団体が多くあることが分かりました。

#### 《課題》

- ・若い世代の防犯意識を向上させ、自主防犯活動団体の新規構成員を取り込む必要があります。
- ・構成員の入れ替わりを自然に行うことができる事業者を主体とする自主防犯活動団体の新規設立を促し、その活動を支えることにより地域防犯の新たな担い手を育成する必要があります。
- ・活動のマンネリ化を防ぐため、自主防犯活動団体間の交流機会を設け、各団体の取組を共有する必要があります。

### (2) 多発罪種（自動車関連窃盗・住宅対象侵入盗・自転車盗）に対する防犯対策の徹底

#### 《現状》

- ・平成27年は多くの罪種で認知件数が減少したものの、住宅対象侵入盗は平成26年比で5割増加し、自動車関連窃盗は県下市区町村別ワーストランキング3位と常に上位にあります。
- ・市民の犯罪に対する意識調査では、犯罪に対する不安感は全体的に低くなっていますが、住宅対象侵入盗や自動車関連窃盗被害への不安感は、他の罪種と比べて高いと言えます。
- ・車上ねらいと自転車盗の無施錠で被害にあう割合は増加傾向にあり、特に自転車盗の6割が無施錠で被害にあっています。

#### 《課題》

- ・不安感の高い罪種で無対策の被害が増えており、ツーロック等の対策を地域に浸透させる必要があります。
- ・自転車盗は、対策が容易であるにも関わらず認知件数が多いため、学校等と連携し、繰り返し啓発を行っていく必要があります。
- ・地域により犯罪の傾向が異なるため、地域の特性に合わせた効果的な防犯活動に取り組む必要があります。

### (3) 高齢者の特殊詐欺被害や子どもへの不審者事案への対策の強化

#### 《現状》

- ・刑法犯認知件数が減少しているなか、高齢者が被害にあう特殊詐欺や子どもが被害にあう不審者事案は増加傾向にあります。
- ・特殊詐欺では被害者の8割が60歳以上であり、手口は巧妙化しています。
- ・不審者事案では夕方の遊戯中や道路上等、学校や保護者の目が届かない場面での被害が多くなっています。

#### 《課題》

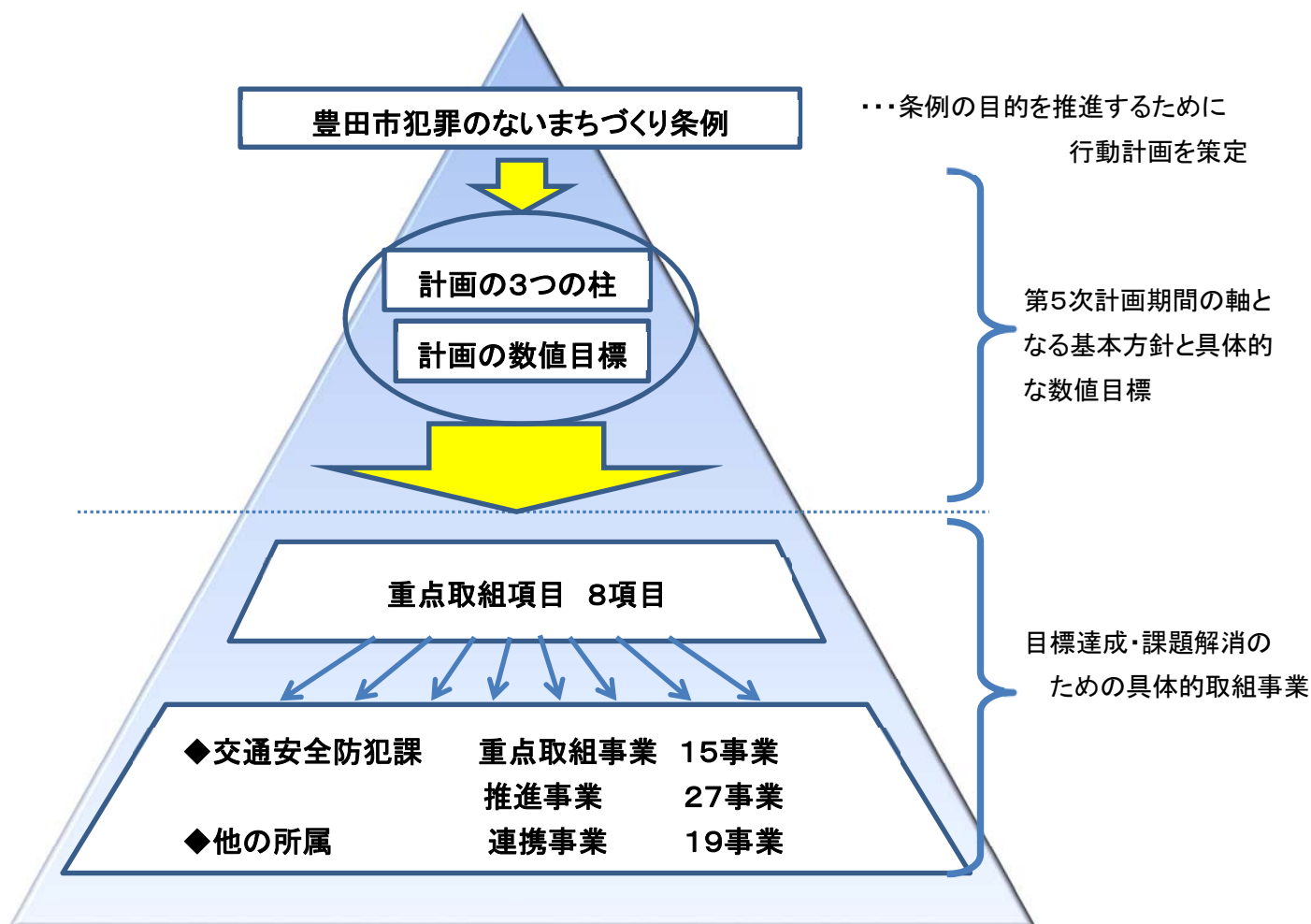
- ・手口が巧妙化する特殊詐欺は、常に最新の情報を提供すると同時に、犯人と接触しないための方法を広く浸透させる必要があります。
- ・高齢者や子どもを犯罪から守り、被害拡大を防ぐためには関係機関との連携強化や地域の結びつきを強め、防犯意識を高めていく必要があります。
- ・子どもに対して、自分自身を守る力を身に付けさせるための啓発を行う必要があります。

## 第2 第5次防犯活動行動計画の目標と取組事業

第5次防犯活動行動計画では、第4次防犯活動行動計画期間の取組の評価と新たな課題を踏まえ、「犯罪のないまちづくり」の実現のため、計画の基本方針として「3つの柱」と計画期間内の具体的な数値目標を設定しました。

また、目標を達成するため、「重点取組項目」を8項目設定し、各種の防犯対策に取り組んでいきます。

### ※第5次防犯活動行動計画の体系イメージ図



## 1 計画の期間

計画の期間は、平成28年度から平成30年度の3年間とし、地域の関係団体や警察等と連携し、「犯罪のないまちづくり」の実現のため積極的に計画を推進します。

## 2 計画の基本方針

愛知県が策定した「あいち地域安全戦略2017」の基本戦略を踏まえ、第4次防犯活動行動計画の取組を継続しつつ、市、市民、地域、事業者がそれぞれの立場で防犯の取組を進めるため、以下の3つの柱を設定します。

### 3つの柱

- 1 防犯意識の高揚と地域防犯力の向上
- 2 犯罪の起きにくい環境づくり
- 3 子どもと高齢者を犯罪から守る対策

#### (1) 防犯意識の高揚と地域防犯力の向上

市民一人ひとりが、日常生活の中の様々な場面で自分の身を守ることができるように、啓発や情報提供を行い防犯意識の高揚を図ります。また、地域の自主的な防犯活動を積極的に支援し、関係機関との連携強化を推進することで、幅広い情報交換や迅速な対応で地域防犯力の向上を図ります。

#### (2) 犯罪の起きにくい環境づくり

防犯カメラの効果的な設置促進や通学路、犯罪多発地区への巡回パトロールの強化により、地域の安全を確保し、犯罪の起きにくい環境づくりを行います。

#### (3) 子どもと高齢者を犯罪から守る対策

犯罪被害にあいやすい子どもと高齢者を犯罪から守るための対策を進め、犯罪発生を未然に防ぎます。また、迅速な情報共有や対応により被害拡大を防ぐことができるように、学校、地域、家庭、警察等との連携強化を図ります。

### 3 計画の数値目標

第5次防犯活動行動計画では、これまでの取組による成果を一步ずつ前進させ、市民の犯罪に対する不安感を解消するため、以下の目標値を設定し、対策に取り組んでいきます。

#### 具体的目標値（計画最終年次 平成30年）

##### 1 刑法犯認知件数を毎年減少させること

##### 2 多発罪種の目標値

(1) 自動車関連窃盗 375件以下（平成27年 473件）

(2) 住宅対象侵入盗 155件以下（平成27年 199件）

(3) 自転車盗 335件以下（平成27年 424件）

※3罪種の認知件数を平成27年比20%減少

##### 3 自主防犯活動における目標値

(1) 自主防犯活動団体のリーダー育成

地域防犯リーダー養成講座修了者 150人（50人/年度）

(2) 民間事業者が主体となる自主防犯活動団体の新規登録（10団体）

#### (1) 刑法犯認知件数を毎年減少させること

刑法犯認知件数は平成21年以降減少を続けていますが、これまでの3か年計画で大規模な減少を目指すことは現実に即さなくなったことから、愛知県が策定した「あいち地域安全戦略2017」と同じく刑法犯認知件数を「毎年減少させる」ことを目標とし、引き続き、さらなる減少を目指します。

#### (2) 多発罪種の目標値

本市で突出した認知件数となっている多発3罪種（自動車関連窃盗、住宅対象侵入盗、自転車盗）については、第4次防犯活動行動計画期間の刑法犯認知件数の減少率20%を維持する数値目標を設定し、対策に取り組んでいきます。

#### (3) 自主防犯活動における目標値

犯罪発生を抑止目標とは別に、自主防犯活動の担い手を確保するため「地域防犯リーダー養成講座」において、防犯リーダーを毎年度50人ずつ育成し、第4次防犯活動行動計画期間中に育成した131人より15%多い150人を育成することや、民間事業者の防犯CSR※活動を促進し、民間事業者の自主防犯活動団体を新たに10団体組織することも数値目標として設定します。

※CSR：企業の社会的責任 Corporate Social Responsibility の略



## 4 重点取組項目と事業

### 【基本方針1 防犯意識の高揚と地域防犯力の向上】

#### (1) 自主防犯活動の支援

##### ① 自主研修会の積極的な支援

地域の防犯力を高めるため、自治区や自主防犯活動団体等が行う研修への講師の派遣や講師料の助成、啓発用物品の支給等の支援を積極的に行います。

##### ② 地域防犯リーダー養成講座の実施

最新の犯罪発生傾向や防犯対策等を紹介するとともに、団体間の情報交換の機会を充実させた「地域防犯リーダー養成講座」を開催し、自主防犯活動団体の活性化と新たな地域防犯の担い手を育成します。

【目標：150人（50人／年度）】

##### ③ 民間事業者への自主防犯活動団体登録の促進

民間事業者のCSR活動としての自主防犯活動を促進し、継続的な活動として自主防犯活動団体への登録を促進します。

【目標：新規登録10団体】

#### (2) 犯罪情報の提供

##### ④ 民間事業者と連携した「緊急メールとよた※」の登録促進

携帯電話ショップ等との連携を強化し、「緊急メールとよた」への登録を促進します。

##### ⑤ 学生への「緊急メールとよた」登録の呼びかけ

学校や大学等との連携を強化し、不審者事案の被害者となる可能性が高い学生への「緊急メールとよた」の登録を促進します。

#### (3) 効果的な防犯啓発の実施

##### ⑥ 多様な事業との連携による啓発

豊田市防犯ネットワーク会議の構成団体をはじめとする各種団体や、他部署が行う事業との連携により、様々な機会での啓発を実施します。

#### ※「緊急メールとよた」とは

市内で発生した犯罪情報、市内12か所で観測された地震の震度情報などの緊急情報や気象台から発表された大雨、洪水注意報・警報・特別警報などの気象情報を登録されたメールアドレスに配信するサービス

## 【基本方針2 犯罪の起きにくい環境づくり】

### (4) 防犯カメラの効果的な設置の促進

#### ⑦犯罪が多発する地域への防犯カメラ設置の促進

犯罪が多発する地域で防犯カメラの設置が進んでいない地区に対し、「防犯設備整備費補助制度」を活用した防犯カメラの設置を促進します。

#### ⑧防犯カメラの設置箇所選定の支援

犯罪抑止につながる効果的な防犯カメラの設置を促進するため、民間の専門機関等への相談に係る費用等を、「自主研修会支援」として支援します。

### (5) 巡回活動の強化

#### ⑨巡回パトロールの強化

民間警備会社による巡回パトロールの巡回エリアを拡大するほか、犯罪の多発が予見される時期の特別巡回を実施するなど、警察、地域等と連携・共働した巡回パトロールを実施します。

### (6) 無対策での被害の削減

#### ⑩学生等への自転車ツーロックの促進

学校等と連携し、自転車盗被害の半数以上を占める学生への自転車ツーロックを促進します。

#### ⑪中山間地域における施錠の徹底

道路整備とともに犯罪が増加傾向にある中山間地域において、自動車や住宅への施錠の重要性を啓発し、施錠を習慣づける広報を実施します。

## 【基本方針3 子どもと高齢者を犯罪から守る対策】

### (7) 子どもへの防犯啓発の強化

#### ⑫「とよた安全安心フェスタ」での子ども向け実践プログラムの実施

平成28年5月に開催する「とよた安全安心フェスタ」において、愛知県警が行った体験型防犯教室「B O - K E N あいち」をモデルとした子ども向け簡易体験プログラムを実施します。

#### ⑬子ども向け防犯講座の実施

子ども自身の危険回避能力や自己防衛能力を向上するため、普段、通っている通学路等を使って、学校や地域と連携した実践・体験型の防犯教室を実施します。

### (8) 振り込め詐欺対策のための連携強化

#### ⑭庁内関係課との連携強化

還付金詐欺の問合せや高齢者との関わりが多い庁内関係課と連携して、窓口での啓発活動を行うとともに、担当職員が振り込め詐欺についての知識を深めるための研修を行います。

#### ⑮金融機関等と連携した振り込め詐欺対策の実施

金融機関やタクシー事業者、病院等との連携を強化し、声掛け活動や被害防止活動を実施します。

重点取組項目と事業（8項目・15事業）・推進事業（27事業）

基本方針	重点取組項目	重点取組事業	推進事業
1 防犯意識の高揚と 地域防犯力の向上	1 自主防犯活動の支援 ≪充実≫	1 自主研修会の積極的な支援 2 地域防犯リーダー養成講座の実施 3 民間事業者への自主防犯活動団体登録の促進	1 青色防犯パトロールの推進 2 自主防犯活動団体への活動用物品支給及び貸出 3 自主防犯活動団体研修会の実施 4 自主防犯活動功労者への感謝状の贈呈
	2 犯罪情報の提供 ≪充実≫	4 民間事業者と連携した「緊急メールとよた」の登録促進 5 学生への「緊急メールとよた」登録の呼びかけ	5 イベントや出前講座での「緊急メールとよた」の登録促進 6 広報とよた、ホームページへの記事の掲載 7 防災行政無線の活用など緊急情報の迅速な提供
	3 効果的な防犯啓発の実施 ≪充実≫	6 多様な事業との連携による啓発	8 地域予算提案事業との連携 9 犯罪のないまちづくり推進強化地区における対策 10 地域と連携した防犯啓発の実施 11 四季の安全なまちづくり県民運動期間の啓発の実施 12 職員の防犯意識の向上 13 警察など関係機関との連携 14 住宅の防犯診断による防犯対策の普及促進 15 市営駐輪場での自転車ツーロックの促進 16 防犯ネットワーク会議での情報共有化 17 出前講座の実施
2 犯罪の起きにくい 環境づくり	4 防犯カメラの効果的な設置の促進 ≪充実≫	7 犯罪が多発する地域への防犯カメラ設置の促進 8 防犯カメラの設置箇所選定の支援	18 防犯設備整備費補助制度による防犯カメラの設置促進 19 公共施設への防犯カメラの設置 20 「防犯カメラの設置及び運用に関する条例」に基づく適正な運用の推進
	5 巡回活動の強化 ≪充実≫	9 巡回パトロールの強化	21 犯罪多発地区での深夜巡回の実施 22 通学路等安全巡回の実施 23 市営駐輪場等安全巡回の実施 24 地域安全指導員による青色防犯パトロールの実施
	6 無対策での被害の削減 ≪充実≫	10 学生等への自転車ツーロックの促進 11 中山間地域における施錠の徹底	
3 子どもと高齢者を 犯罪から守る対策	7 子どもへの防犯啓発の強化 ≪新規≫	12 「とよた安全安心フェスタ」での子ども向け実践プログラムの実施 13 子ども向け防犯講座の実施	25 地域防犯リーダー養成講座での子どもの防犯対策プログラムの実施 26 新入学児童への防犯ブザーの配付
	8 振り込め詐欺対策のための連携強化 ≪充実≫	14 庁内関係課との連携強化 15 金融機関等と連携した振り込め詐欺対策の実施	27 高齢者世帯訪問事業による啓発の実施

連携事業（19事業）

※他所属が主体で実施する事業とも連携し、効果的な対策を推進します。

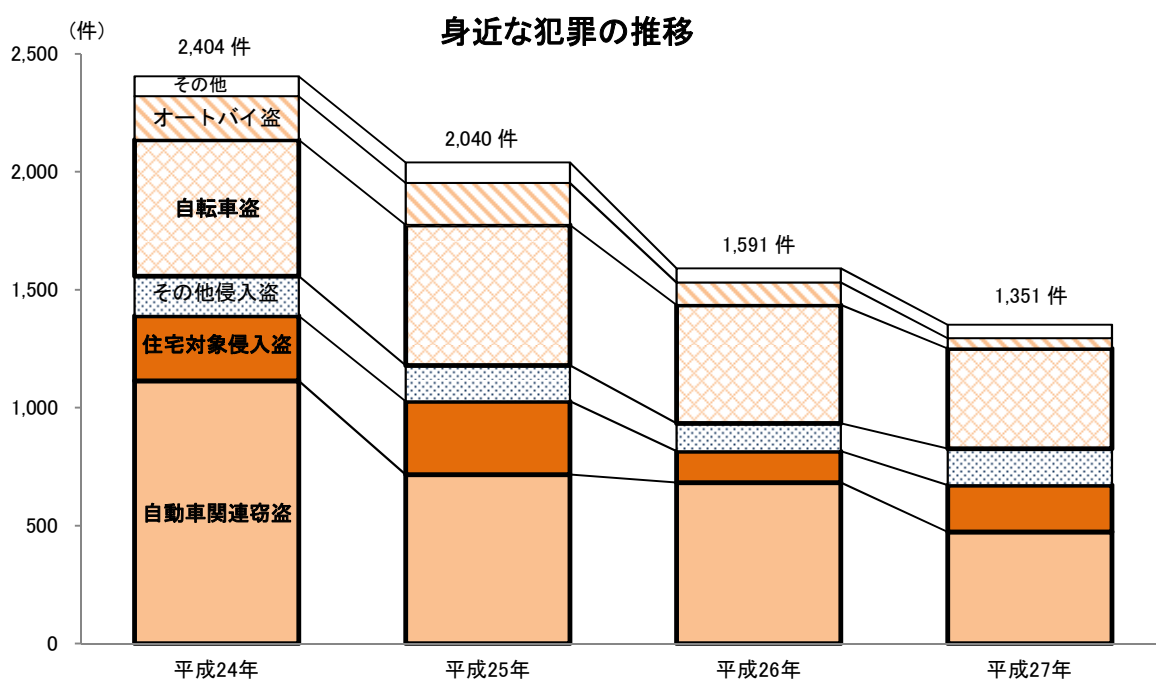
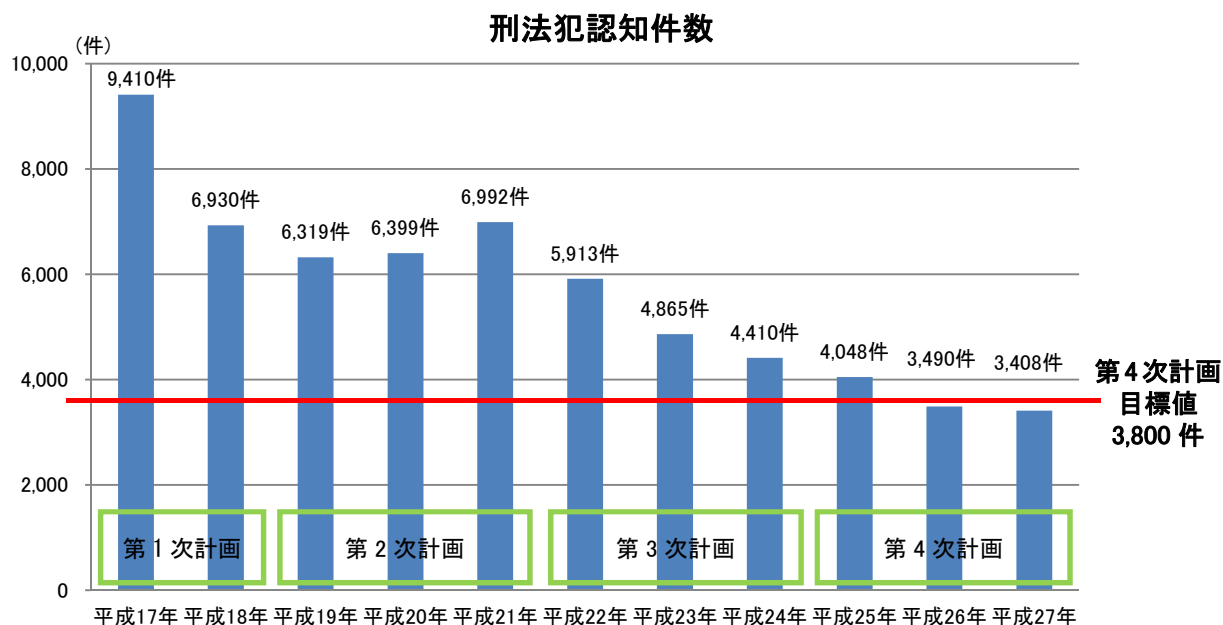
連携事業	関係課
1 地域予算提案事業の推進	地域支援課・各支所
2 防犯灯の設置及び管理の支援	地域支援課・各支所
3 防災行政無線と自治区放送設備による防犯情報の伝達	地域支援課・各支所・防災対策課・(消)指令課
4 高年大学での防犯講座の実施	生涯学習課
5 こども園・学校等の安全管理	保育課・学校教育課・学校づくり推進課
6 こども園・学校等の警備委託	保育課・学校づくり推進課
7 危機管理マニュアル作成と訓練の実施	保育課・学校教育課
8 緊急情報の共有化	保育課・学校教育課
9 文書送付時や来庁者への啓発	市民課・介護保険課・国保年金課・福祉医療課
10 民生委員、地域包括支援センターとの連携による啓発	地域福祉課

連携事業	関係課
11 成年後見制度の利用支援による啓発	地域福祉課・障がい福祉課
12 商店街等の街路灯設置補助	商業観光課
13 消費生活講座での啓発	消費生活センター
14 違反広告物の追放活動	都市整備課
15 公園の安全管理	公園課
16 学校での安全教育の実施	学校教育課
17 スクールガード活動の推進	学校教育課
18 通学路等の安全確保	学校教育課
19 施設の安全管理	施設管理課

## 資料 1 第4次防犯活動行動計画の評価

### 1 目標数値の達成状況

第4次防犯活動行動計画では、平成24年の刑法犯認知件数4,410件を毎年5%削減し、計画終了年となる平成27年に3,800件以下とすることを目標に掲げ、重点取組事項を定めて防犯対策に取り組んできました。その結果、平成26年には3,490件となり、目標を1年早く達成し、さらに平成27年には、3,408件となりました。



※「その他」の内訳は「ひったくり」「自販機ねらい」「性犯罪」

## 2 重点取組事項の実施状況

### (1) 自主的な防犯活動の推進

#### ① 担い手の育成・活動用物品の支給等

自主的な防犯活動が継続的に行われるよう、「地域防犯リーダー養成講座」の開催、活動用物品の支給や貸出しなどの支援を継続的に行ってきた結果、市内の全ての地区で自主防犯活動団体が組織され、各地域で自主的な防犯活動が定着しつつあります。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
自主防犯活動団体数	371 団体	374 団体	379 団体	374 団体
総会員数 ※1	27,650 人	28,410 人	24,230 人	25,781 人
平均活動回数 ※1	89 回	91 回	89 回	91 回
地域防犯リーダー養成講座修了者数 ※2	47 人 (受講者 50 人)	44 人 (受講者 75 人)	45 人 (受講者 92 人)	42 人 (受講者 73 人)

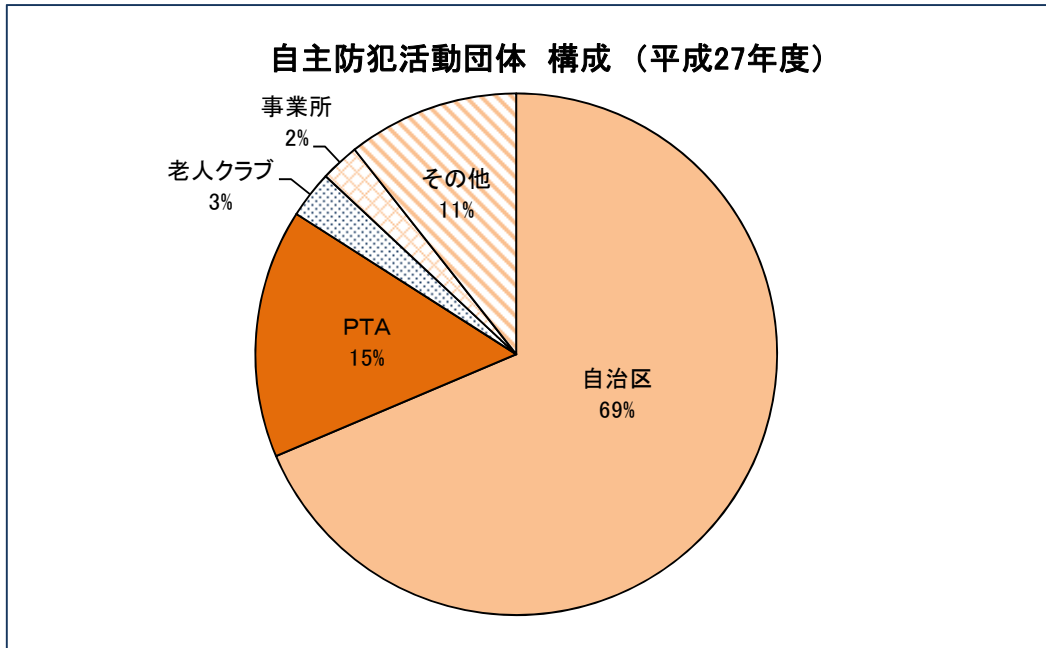
※1 自主防犯活動団体報告書で報告された数値を集計したものである。

※2 カリキュラム全体の一定以上を受講した場合、修了者とする。

平成 25 年度からカリキュラムの一部を「子どもの防犯対策講座」として、単独でも受講できるよう開催方法を見直したことにより、受講者数が増加している。

#### 地区別 自主防犯活動団体数

地区	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
挙母	75	75	77	75
高橋	62	62	61	60
上郷	38	38	39	39
高岡	45	44	45	45
猿投	62	61	64	63
松平	28	28	27	28
藤岡	18	19	19	18
小原	3	8	8	8
足助	16	15	15	15
下山	8	8	8	7
旭	5	5	5	5
稲武	11	11	11	11
合 計	371	374	379	374



② 犯罪のないまちづくり推進強化地区対策

市民生活に身近で認知件数が多い「自動車関連窃盗」と「住宅対象侵入盗」への対策を図るため、「犯罪のないまちづくり推進強化地区」として、毎年1校程度の小学校校区をそれぞれ指定し、警察や自主防犯活動団体等と連携した巡回活動や啓発活動を重点的に展開してきた結果、推進強化地区での発生件数は着実に減少しました。

■自動車関連窃盗の実績

	小学校区	増減数	増減率	市内平均(増減率)
平成 24 年	土橋	△30	△54.5%	△17.7%
平成 25 年	浄水	△56	△61.5%	△35.6%
平成 26 年	美山	7	17.1%	△ 4.9%
平成 27 年	若園	△24	△54.5%	△30.6%
	美山	△24	△50.0%	

■住宅対象侵入盗の実績

	小学校区	増減数	増減率	市内平均(増減率)
平成 24 年	青木	△ 8	△57.1%	32.1%
平成 25 年	挙母	△ 4	△23.5%	12.3%
平成 26 年	高嶺	△19	△86.4%	△57.1%
平成 27 年	堤	△ 9	△56.3%	49.6%

## (2) 防犯意識の高揚を図るための取組

### ① 「緊急メールとよた※」の登録促進

イベントや出前講座、携帯電話ショップ等での登録の呼びかけや全こども園の園児保護者へのチラシ配付等の登録促進により、登録件数は大幅に増加し、多くの市民に犯罪情報を提供することが可能となりました。

#### ■登録件数

平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
17,026 件	17,440 件	25,180 件	24,794 件

### ② 高齢者等に対する啓発活動の実施

平成 25 年度から高齢者交通安全防犯世帯訪問事業のなかで、振り込め詐欺などの高齢者が被害に遭いやすい犯罪に関する啓発活動を実施しました。また、金融機関等へは、警察と連携した窓口対応訓練や愛知県警が進めている振り込め詐欺撲滅プロジェクト「だまされた振り作戦」への協力を呼びかけました。

#### ■訪問件数

平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
6,536 世帯	10,986 世帯	10,766 世帯

### (3) 防犯の視点を取り入れた環境の整備

#### ① 防犯カメラの設置促進

平成25年6月に「豊田市防犯カメラの設置及び運用に関する条例」を施行するとともに、「防犯設備整備費補助制度」を創設し、地域の防犯カメラの設置促進を図りました。また、市営駐輪場やこども園をはじめとする公共施設に積極的に防犯カメラの設置を進めました。

#### ■補助制度による防犯カメラの設置状況

補助対象	平成25年度		平成26年度		平成27年度		計	
	件数	台数	件数	台数	件数	台数	件数	台数
自治区 (自主防犯活動団体)	21	61	28	90	37	129	86	280
商店街振興組合	4	23	1	3			5	26
鉄道事業者等	1	1					1	1
分譲マンション管理組合			2	4	1	2	3	6
賃貸共同住宅	19	59	31	79	18	51	68	189
貸駐車場	5	16	4	13	4	9	13	38
合計	50	160	66	189	60	191	176	540

#### ■公共施設への防犯カメラの設置状況

設置箇所	平成25年度		平成26年度		平成27年度		計	
	施設	台数	施設	台数	施設	台数	施設	台数
こども園			69	137			69	137
市営駐輪場	7	26	10	34	15	39	32	99
その他	16	53	10	44	14	45	40	142
合計	23	79	89	215	29	84	141	378

#### ② 巡回活動の実施

警察官OBの地域安全指導員による地域安全巡回や、民間警備会社への委託による通学路周辺や市営駐輪場等の安全巡回、犯罪多発地区の深夜巡回など、地域の巡回活動を強化して実施しました。

地域安全巡回	平日 10時～17時	青パト 2台
犯罪多発地区深夜巡回	毎日 22時～翌日 4時	青パト 6台 (委託)
通学路等安全巡回	学校開校日 14時～20時	青パト 2台 (委託)
市営駐輪場等巡回	平日 14時～22時	徒歩巡回 2組 (委託)



#### (4) 総合的な行政の対応、関係機関との連携

##### ① 豊田市防犯ネットワーク会議の活性化

平成13年3月に「豊田市防犯ネットワーク会議」を設置し、防犯に関する関係機関の連携を図ってきました。平成19年度からはこの会議を「豊田市犯罪のないまちづくり条例」に位置づけ、関係機関のさらなる連携と情報の共有化に努めてきました。

また、自主防犯活動が定着している状況を踏まえ、平成26年度からは、行政主体の会議体から、自主防犯活動団体等の市民同士の意見交換や行政との情報交換のための会議体へと転換するため、構成団体の見直しを行うなどの活性化を図りました。

##### ② 警察と連携した啓発活動の実施

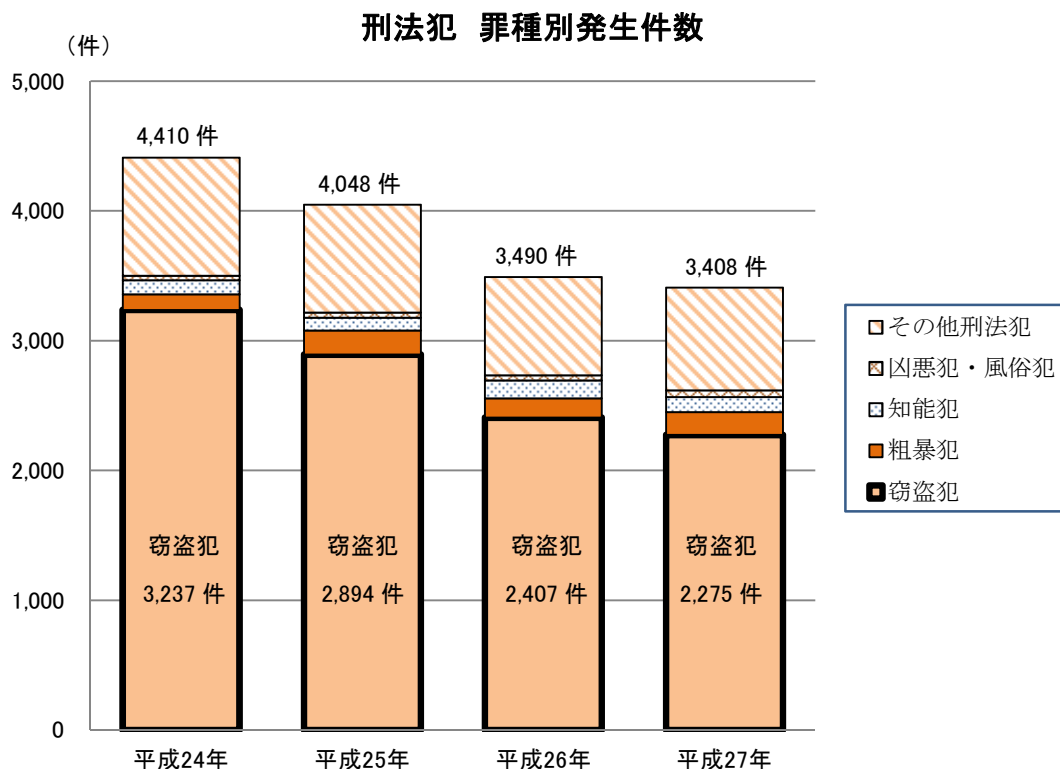
啓発活動をより効果的なものにするため、警察と連携して「犯罪のないまちづくり推進強化地区」での啓発活動や、急増する振り込め詐欺被害防止への啓発を実施しました。また、愛知県警が実施した「振り込め詐欺等犯罪被害防止装置無料モニター事業」の推進のため、広報活動を連携して行いました。

毎年12月に「豊田市防犯ネットワーク会議」の主催で行ってきた「年末防犯キャンペーン」を、平成25年度からは、より効果の高い啓発活動となるよう豊田警察署、豊田みよし防犯協会連合会との共催とするとともに、平成26年度からは、地域の青色防犯パトロール隊と自主防犯活動団体が参加する「年末防犯パトロール出発式」とし、それぞれの団体相互の連帯感を高める機会としました。

## 資料2 豊田市内の犯罪の傾向

### 1 刑法犯全体の傾向

刑法犯認知件数は、減少傾向にあります。県下市区町村別ワーストランキングは、3位と常に上位となっています。また、本市の犯罪を罪種別でみると、窃盗犯の占める割合が最も高く、6割以上を占めています。



窃盗犯：窃盗

粗暴犯：暴行、傷害、脅迫、恐喝など

知能犯：詐欺、偽造、汚職、背任、横領など

凶悪犯：殺人、強盗、放火、強姦

風俗犯：賭博、わいせつ

その他：公務執行妨害、住居侵入、器物損壊など

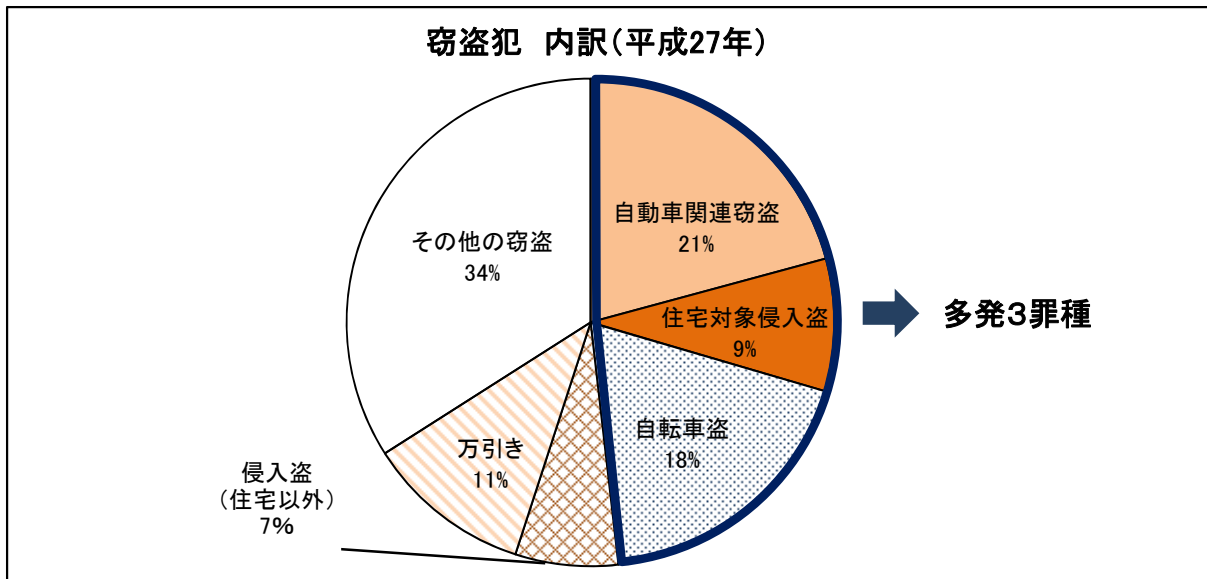
### ワースト順位と犯罪率の推移

区 分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年
刑法犯 認知件数	ワースト順位	3	4	4	3
	犯罪率(順位)	10.48(31)	9.63(31)	8.32(32)	8.13(25)
自動車 関連窃盗	ワースト順位	1	3	1	3
	犯罪率(順位)	2.65(21)	1.71(26)	1.63(19)	1.13(24)
住宅 対象侵入盗	ワースト順位	6	3	9	2
	犯罪率(順位)	0.66(32)	0.74(26)	0.32(35)	0.47(30)
自転車盗	ワースト順位	9	9	10	10
	犯罪率(順位)	1.37(33)	1.42(33)	1.20(33)	1.01(32)

ワースト順位は県内 69 市区町村中の順位

犯罪率：人口 1,000 人あたりの認知件数、犯罪率順位は県内 38 市中の順位

窃盗犯の内訳としては、自動車関連窃盗（自動車盗、車上ねらい、部品ねらい）が最も多く、次いで自転車盗、住宅対象侵入盗（空き巣、居空き、忍込み）となっており、この3罪種で約半数を占めています。

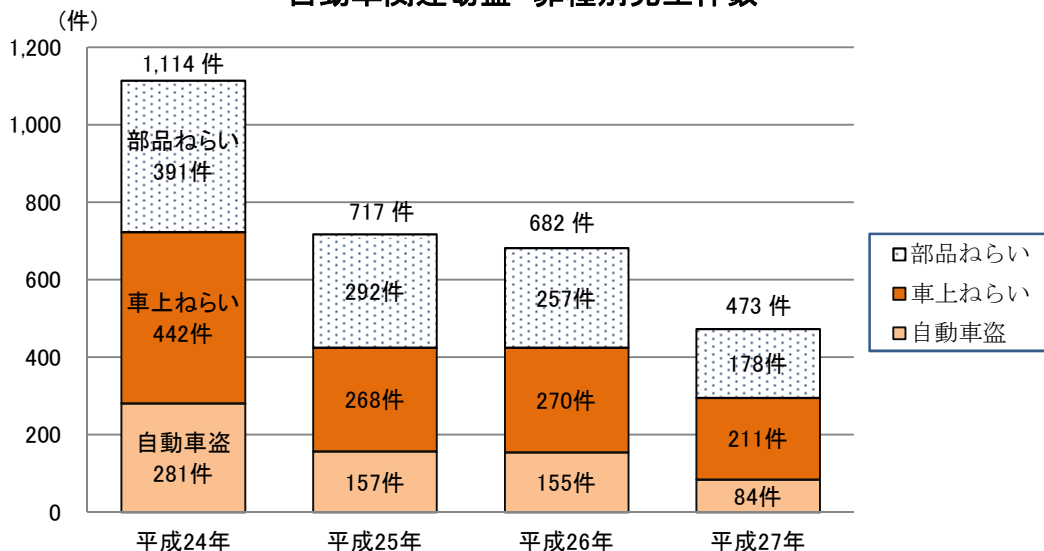


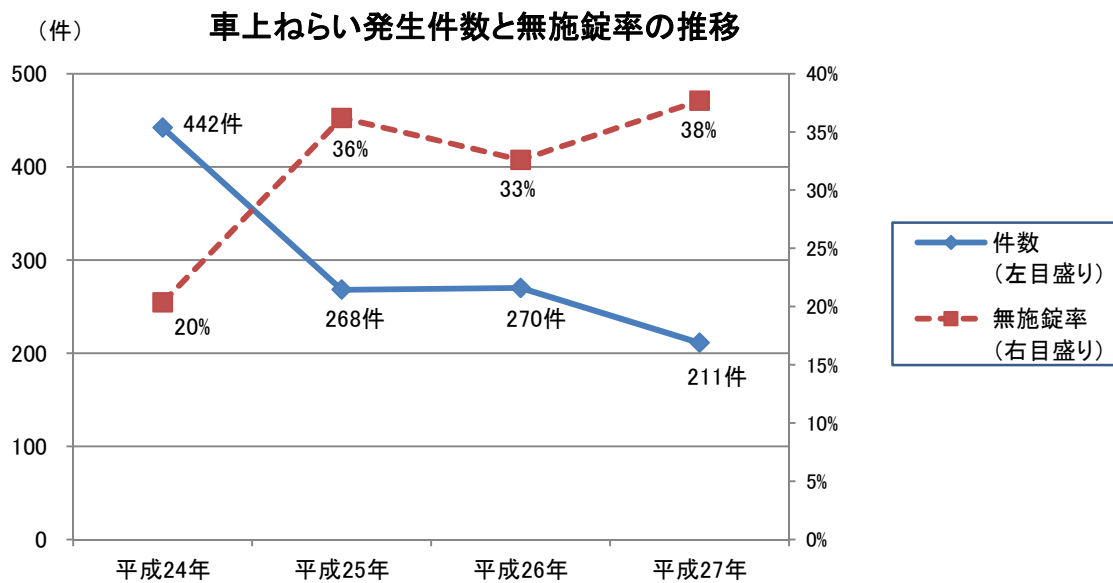
## 2 多発罪種とその傾向

### (1) 自動車関連窃盗

自動車関連窃盗の認知件数は、平成24年から平成25年にかけて大きく減少し、その後も減少しています。自動車関連窃盗の中でも最も多いのは、車上ねらいで、認知件数は減少していますが、無施錠で被害にあう割合が増えています。また、地区別で見ると、自動車関連窃盗の認知件数では、中山間地域などで被害が増加している地区があります。

**自動車関連窃盗 罪種別発生件数**





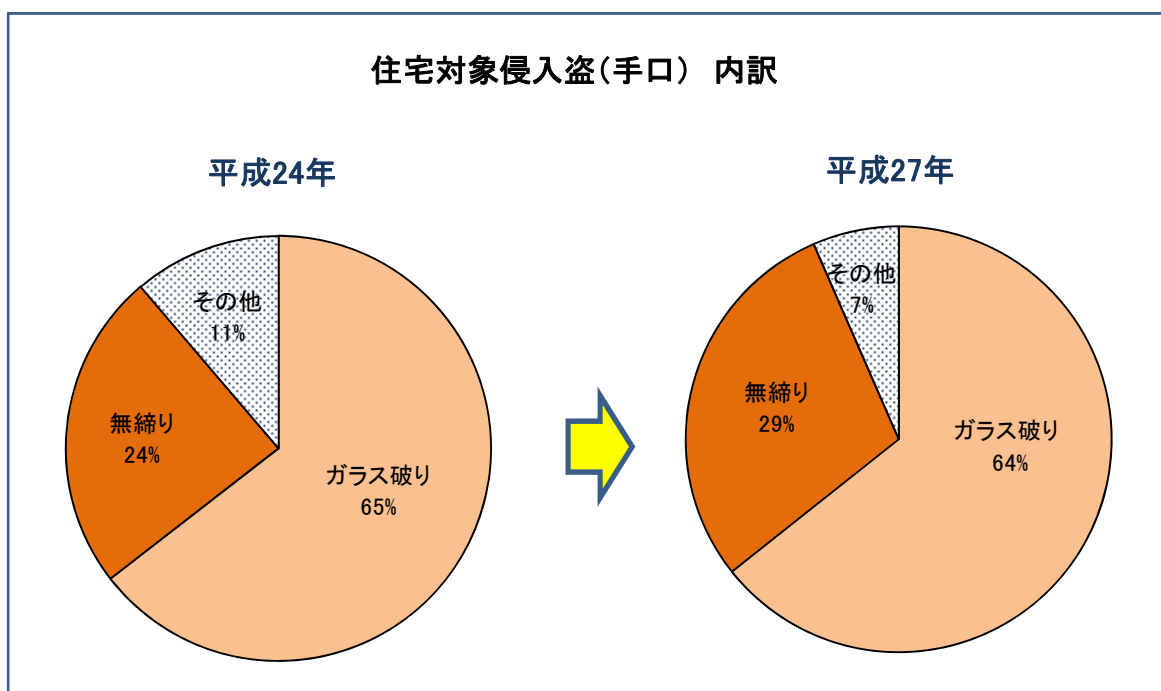
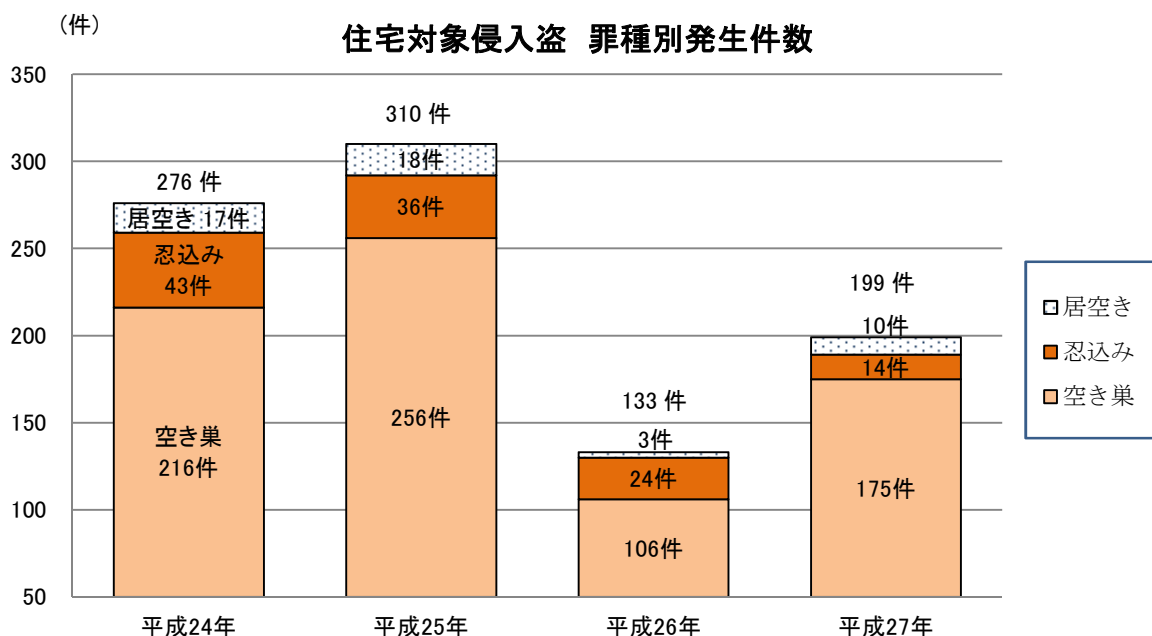
**自動車関連窃盗 地区別増減率**

地区	平成 24 年	平成 27 年	増減率
高橋	127	40	△69%
挙母	473	162	△66%
上郷	119	48	△60%
高岡	205	81	△60%
猿投	128	79	△38%
藤岡	48	34	△29%
足助	6	4	△33%
稲武	0	0	-
小原	4	6	50%
旭	2	4	100%
下山	0	3	(300%超)
松平	2	10	400%
豊田市	1,114	471	△58%

※暫定値

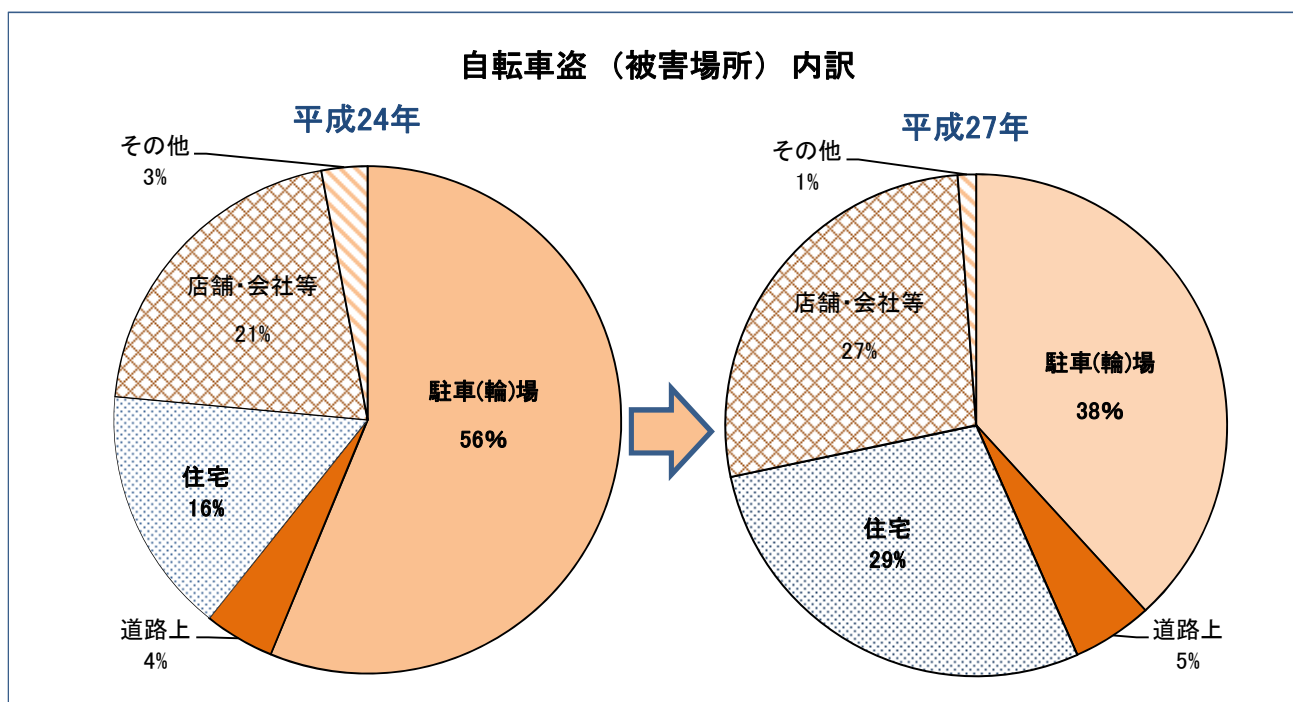
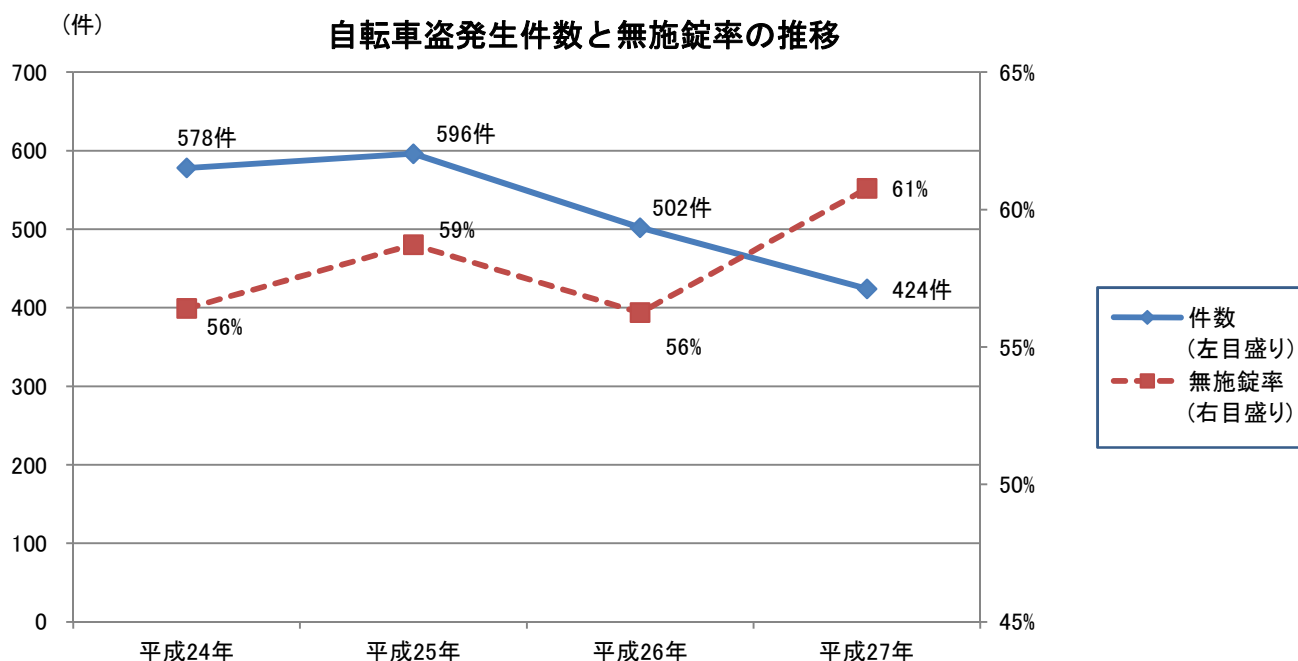
## (2) 住宅対象侵入盗

住宅対象侵入盗の認知件数は、平成25年から平成26年にかけて、警察の検挙活動などにより大きく減少しましたが、平成27年には増加しています。また、住宅対象侵入盗の大半を占める空き巣被害の約6割がガラス破りによるもので、約2割が無施錠での被害となっています。



### (3) 自転車盗

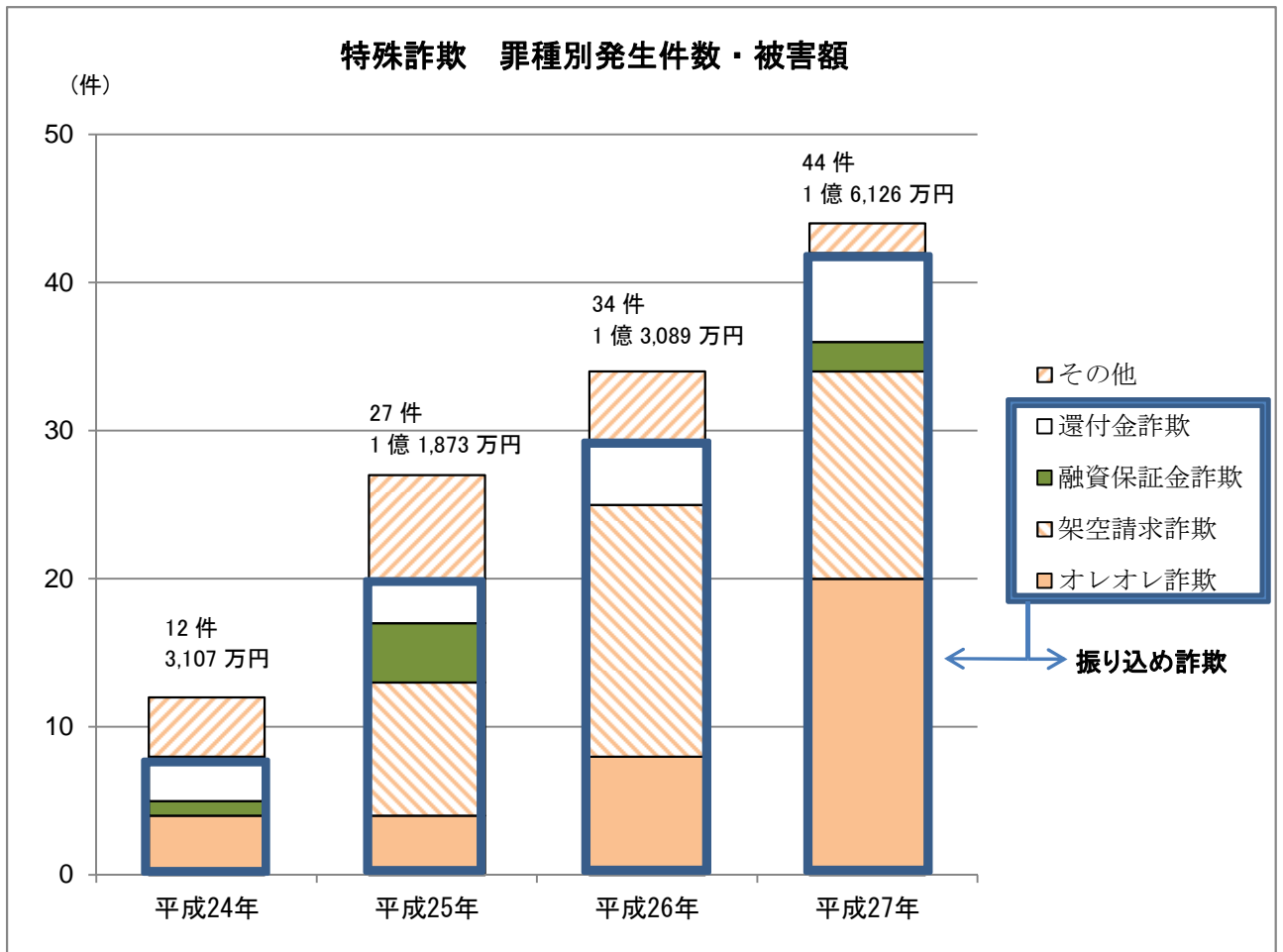
自転車盗の認知件数は、平成25年に微増したものの、それ以降は減少しています。発生場所の内訳をみると、駐輪場での発生が、平成24年の56%から平成27年に38%に減少している一方で、住宅での被害が16%から29%に増えています。また、自転車盗被害のうち、半数以上が無対策で被害にあっています。



### 3 特殊詐欺被害の状況（豊田・足助警察署管内 ※みよし市を含む。暫定値）

オレオレ詐欺や架空請求詐欺などの特殊詐欺が急増しており、平成24年は12件、被害総額が3,107万円であったものが、平成27年には44件、1億6,126万円と大幅に増加しています。

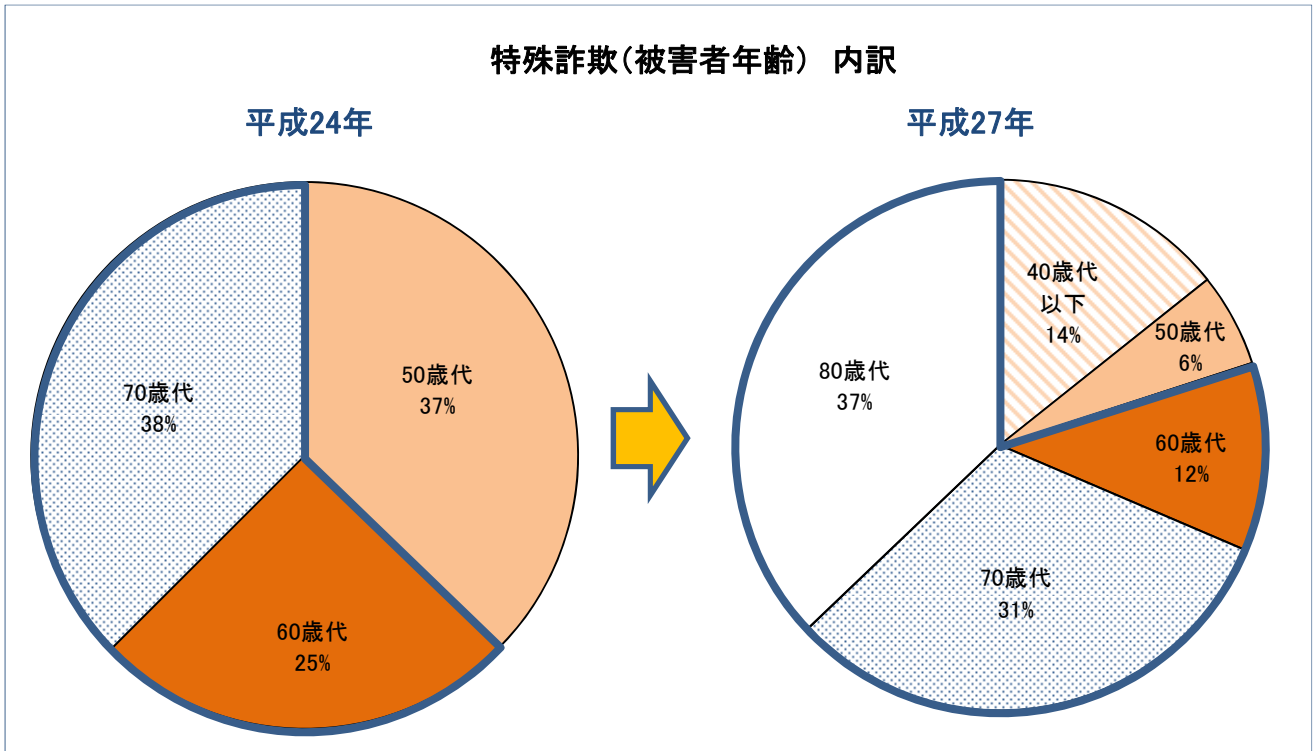
子どもや孫を騙ったオレオレ詐欺のほか、架空請求詐欺や還付金詐欺など様々な手口での被害が起きており、手渡しで現金を受け取る、郵送させるなどその手口は年々巧妙化しています。また、被害者の年代は60歳以上が多くなっています。



■特殊詐欺とは

振り込め詐欺	振り込め詐欺以外の特殊詐欺
オレオレ詐欺、架空請求詐欺 融資保証金詐欺、還付金詐欺	金融商品等取引、異性との交際あっせん ギャンブル必勝情報提供、その他

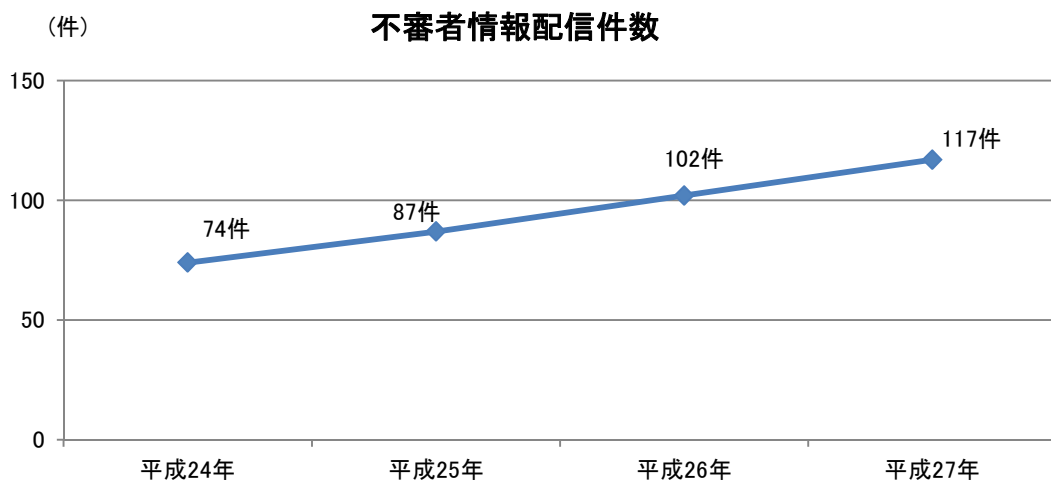
### 特殊詐欺(被害者年齢) 内訳



#### 4 子どもに対する不審者事案

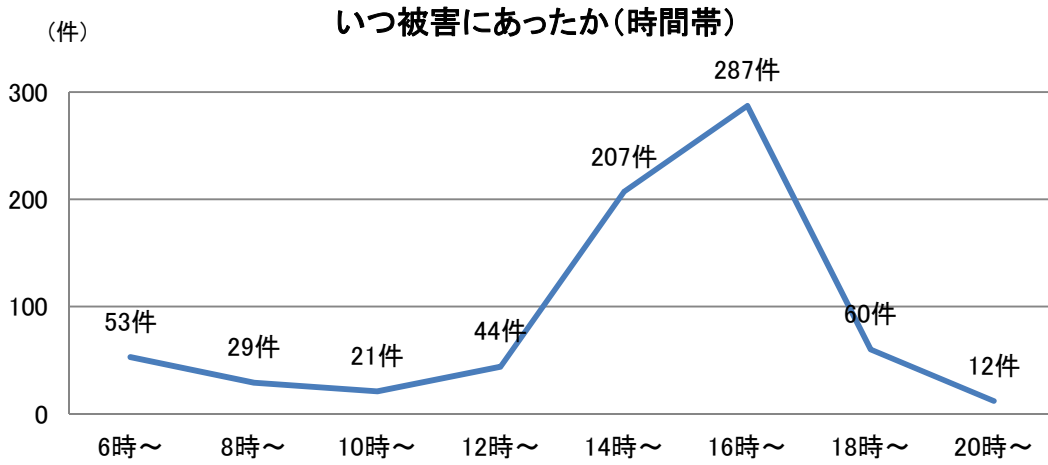
「緊急メールとよた」の不審者情報の配信件数は、平成24年の74件に対して、平成27年は117件と増加しており、これら不審者情報のうち、約7割が児童・生徒が被害にあったものとなっています。

愛知県警の取りまとめによると、不審者事案の発生は、下校時間帯の14時から18時までに集中しており、発生場所は道路上が最も多く、次いで公園や空き地といった場所となっています。

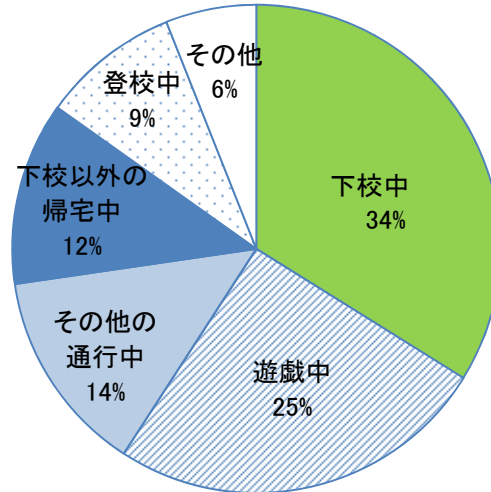




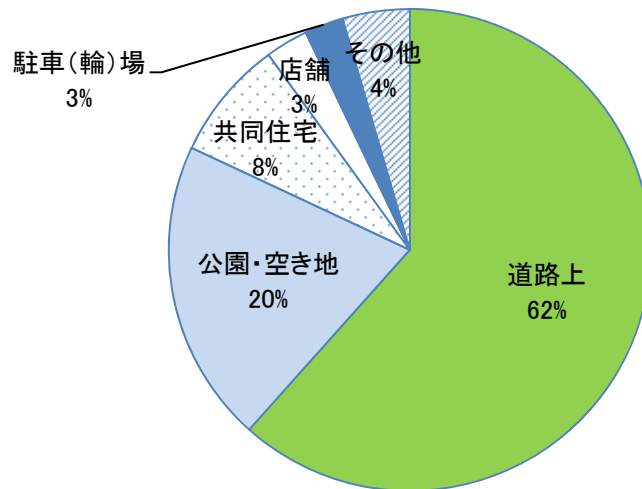
【愛知県下の子どもへの声かけ・つきまとい事案の現状 (平成 27 年 愛知県警まとめ)】



いつ被害にあったか



どこで被害にあったか



### 資料3 市民の犯罪に対する意識調査結果

#### (1) 調査の概要

第4次防犯活動行動計画の成果を確認し、今後の施策に反映するため、平成27年8月に市民の防犯に関する意識や実態について調査を実施し、2,861件の回答がありました。

・実施時期：平成27年8月

・回 答

【紙による調査】 2,662件（配布総数3,730枚、回答率71%）

【Eモニターによる調査】 199件 合計 2,861件

・回答内訳

【地区別】

挙母	高橋	上郷	高岡	猿投	松平	藤岡	小原	足助
544	458	341	340	507	237	108	50	114
下山	旭	稲武	不明					
52	47	53	10					

【年代別】

10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代～	不明
19	72	370	582	457	955	384	22

#### (2) 犯罪に対する不安感

平成24年度（第3次防犯活動行動計画の最終年度）と比べ、犯罪に対する不安感は全体的に少し低くなりました。罪種別で見ると、市民生活に身近な住宅対象侵入盗や自動車関連窃盗被害への不安感が高いことが分かりました。

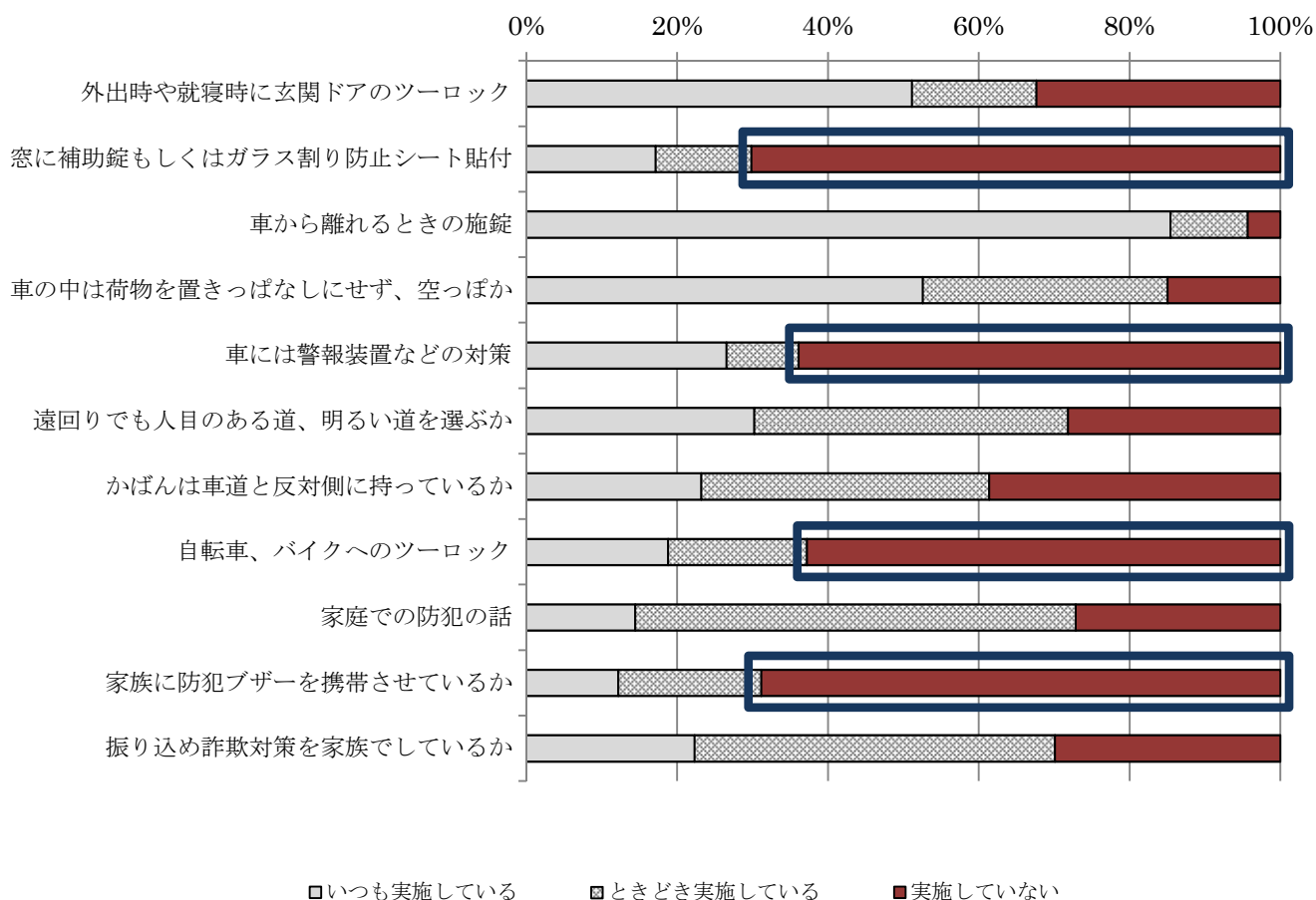
	平成24年度	平成27年度	差 (対平成24年度)	不安感			
	◆	◇		強 ←	→	弱	
				4	3	2	1
住宅対象侵入盗の被害	3.2	2.9	0.3		◆ ◇		
自動車関連窃盗の被害	3.0	2.9	0.1		◆ ◇		
不審者、痴漢等の出没	2.9	2.8	0.1		◆ ◇		
振り込め詐欺等の知能犯の被害	2.6	2.4	0.2			◆ ◇	
ひったくりの被害	2.6	2.4	0.2			◆ ◇	
バイク、自転車盗の被害	2.8	2.6	0.2		◆ ◇		
近隣住民の無関心	2.4	2.2	0.2			◆ ◇	
犯罪に関する情報の不足	2.6	2.4	0.2			◆ ◇	
通勤通学路が暗い、人目が少ない	2.7	2.8	-0.1		◇ ◆		

### (3) 防犯対策の実施状況

自動車関連窃盗対策の項目では、施錠や荷物を車内に残さないことの実施率は高いが、警報装置やハンドルロックといった二重の対策の実施率は低い状況でした。

住宅対象侵入盗対策の項目では、補助錠やガラス割り防止シートなど窓への防犯対策の実施率は低く、空き巣の侵入手段で最も多い窓のガラス破りに対する対策が弱いことが分かりました。

その他の項目では、自転車やバイクのツーロックや防犯ブザーの携帯といった対策の実施率は低い状況でした。



## 資料 4

### ○豊田市犯罪のないまちづくり条例

平成18年12月27日

条例第80号

#### (目的)

第1条 この条例は、犯罪のないまちづくりに関して、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪のないまちづくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪の抑止及び治安に対する市民の不安感の解消を図り、もって安心して生活することのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

#### (市の責務)

第2条 市は、犯罪のないまちづくりに関する施策の策定及び実施に努めなければならない。

2 市は、防犯に関する情報の提供及び知識の普及啓発に努めなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるよう努めるとともに、県、警察その他の関係機関（以下「関係機関」という。）との連携を図るよう努めなければならない。

#### (市民の責務)

第3条 市民は、自らの生命及び財産を守るため、防犯上の安全の確保等に配慮するとともに、防犯に関する知識の習得に努めなければならない。

2 市民は、市及び関係機関が実施する犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第4条 事業者は、事業活動の実施において、防犯上の安全の確保等に配慮するとともに、事業活動用施設等を常に安全な状態に維持管理するよう努めなければならない。

2 事業者は、市及び関係機関が実施する犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (自主防犯活動の推進)

第5条 市、市民及び事業者は、犯罪のないまちづくりを推進するに当たっては、自主防犯活動（犯罪の抑止及び安全の確保のために、市民及び事業者が自主的に行う啓発活動及び実地活動をいう。以下同じ。）の積極的な推進を基本とする。

2 市民は、自主防犯活動に参加するよう努めるとともに、自主防犯活動に必要な知識及び技術の習得及び普及啓発に努めるものとする。

3 事業者は、地域社会の一員として、市民が推進する自主防犯活動に積極的に関与する

とともに、自らも自主防犯活動を推進するよう努めるものとする。

(自主防犯活動団体)

第6条 市民は、自主防犯活動を推進することを目的とする団体（以下「自主防犯活動団体」という。）を組織することができる。

2 市民は、自主防犯活動団体を組織し、次条に規定する支援を受けようとするときは、あらかじめ、規則に定めるところにより、市長に当該団体の登録を申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、適当であると認めたときは、当該団体を登録するとともに、その旨を申請した者に対して通知するものとする。

(自主防犯活動の支援)

第7条 市は、自主防犯活動団体に対して、自主防犯活動の推進に必要な知識及び技術の普及啓発その他自主防犯活動に必要な支援をするものとする。

(子どもの安全確保)

第8条 市は、児童、生徒、幼児等（以下「児童等」という。）が登下校時等において犯罪の被害を受けることのないよう、児童等の安全確保に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 市民は、自主防犯活動を通じて、児童等の登下校時等における安全確保に努めるものとする。

3 市、市民及び事業者は、児童等が犯罪の発生するおそれのある場所に近づかないよう指導するとともに、通学路等における防犯上の危険箇所を排除するよう努めるものとする。

(女性及び高齢者の防犯対策)

第9条 市は、女性及び高齢者が犯罪の被害を受けることのないよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(自動車関連盗難の防止対策)

第10条 市は、自動車盗、車上ねらいその他自動車関連盗難の防止に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(豊田市防犯ネットワーク会議)

第11条 市長は、市民、事業者及び関係機関と連携して犯罪のないまちづくりを推進するため、豊田市防犯ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

2 ネットワーク会議は、自主防犯活動団体、関係機関その他犯罪のないまちづくりに関

する活動を行う団体（以下「構成団体」という。）の代表者により構成するものとする。

3 ネットワーク会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（1） 犯罪のないまちづくりに関する施策の協議、検討及び推進に関すること。

（2） 市及び構成団体相互の連絡調整及び情報の共有に関すること。

4 前3項に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（防犯活動行動計画）

第12条 市長は、犯罪のないまちづくりに関する施策を体系的に推進していくため、防犯活動行動計画を策定するものとする。

（犯罪のないまちづくり推進強化地区の指定）

第13条 市長は、自主防犯活動の推進による犯罪のないまちづくりに特に重点的に取り組む必要があると認めるときは、犯罪のないまちづくり推進強化地区（以下「推進強化地区」という。）を指定することができる。

2 推進強化地区は、小学校区を最小単位として指定するものとする。

3 市長は、推進強化地区を指定するときは、当該地区における犯罪発生状況等を総合的に勘案して、重点的に取り組む事項を併せて指定するものとする。

4 市長は、推進強化地区を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地区に存する自主防犯活動団体をはじめ、市民及び事業者と協議するものとする。

（推進強化地区における取組）

第14条 市は、推進強化地区においては、重点的に取り組む事項に応じて、自主防犯活動団体の設立及び活動の支援並びに施設及び基盤の整備に関し必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。